

経営権争奪事件からみた会社法実務発展（二） 監査役と独立董事の株主総会招集権（後編）

（二）独立董事の株主総会招集権

証券取引法第 14-4 条第 3 項、4 項¹の規定に基づくと、会社法及びその他法律における監査役についての規定は、審計（会計監査に相当）委員会において準用され、且つ、監査役の株主総会招集権（会社法第 220 条）は、審計委員会の独立董事の構成員に対しても準用されるとある。したがって、証券取引法は、審計委員会の独立董事が株主総会招集権を有する旨を肯定している。しかしながら、個々の独立董事が監査役のように、他の監査役の同意を得る必要なしに²単独で株主総会招集権を行使することができるか、又は審計委員会の決議（合議制）を経てからはじめて行使できるかは、尚も論争になっている。

1. 証券取引法第 14-4 条第 4 項及び経済部書簡³の文理に基づくと、この「招集権」は「審計委員会」にではなく独立董事に帰属し、したがって、独立董事は、単独で株主総会の招集権を行使できると肯定されているようである。肯定的な見解を示す学者は、審計委員会の設置会社である場合には、その独立董事はこのとき董事及び監査役の職責を兼備していることから、解釈上は独立董事は単独で株主総会の招集権を行使できるとしている⁴。

¹ 証券取引法第 14-4 条第 3 項、4 項：

会社が審計委員会を設置する場合、この法律、会社法及びその他法律における監査役に対する規定は、審計委員会において準用する。（第 3 項）

会社法第.....（中略）、第 220 条、第 223 条から第 226 条、第 227 条但し書き及び第 245 条第 2 項の規定は、審計委員会の独立董事の構成員に対し準用する。（第 4 項）

² 会社法第 221 条「監査役は、それぞれ単独で監査権を行使することができる」及び経商字第 09402019810 号令に基づく。多数の見解において、監査役は他の監査役の同意を要せずに単独で監査権を行使できるとの肯定意見が示されている。

³ 経商字第 10000533380 号令

⁴ 頼英照、『株式市場のゲームルール：最新証券取引法解析』、自費出版、p187

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

2. その一方で、反対意見を持つ学者の見解によると、企業統治の観点から会社が所有・経営・監督の役割を明確に区別すべきであるのに対し、台湾では董事会が同時に三者の役割を担うことがよくある⁵と指摘している。このような問題を解決するために取り入れた「審計委員会」には、「合議制」を通じて企業統治の効果を確保する狙いがあるため、審計委員会の独立董事が株主総会招集権を行使するときは、「合議制」に回帰すべきであるとしている。

(三) まとめ

今回の上場会社 D の経営権争奪事件について、上述一、2.の裁判所による見解から鑑みると、会社が定時株主総会を招集時に董事の全面的改選を予定し、且つ引延ばす気もない状況であったにもかかわらず、定時株主総会を前にして董事長の職務解任を目的とした臨時株主総会の招集をするとは、あまりにも必要性に欠けていたと思われる。本文の論点からは外れるが、臨時株主総会の効力を巡る紛争が今後取り沙汰される可能性はあるだろう。これについては今のところ、必要性なく招集された株主総会は取り消されるべきであるとの見解が多数を占めている。

終わりに

経済と産業の急速な変動に伴って、将来台湾においても経営権争奪又は企業合併に関連した事件が増えることが予測される。そのため、企業の立場からいえば、会社法及び証券取引法等の関連規範の運用は、会社派にせよ市場派にせよどちらにとっても相当重要となるだろう。かかる関連実務の発展には、法改正又は学者の見解からの影響も深く受けるゆえ、会社法及びその関連法律の実務発展の動向に引き続き留意しなければならないだろう。

立法者の立場からは、会社の経営には合理的な淘汰機制が確実に必要であるゆえに、経営権争いは必ずしも会社の利益を損害するものではないといえる。しかしながら、「董事候補者指名制度」と「監査役と独立董事の株主総会招集権」については、立法者は慎重に検討したうえで、より明確かつ検証可能な規則を確立すべきであろう。

⁵ 王文字、2018年10月『会社法論』、元照出版、p53-56